

児童クラブの加入に際し、加入予定児童（ ）の世帯員の収入・所得に関する資料の提供を税務担当課より旭市教育委員会が受けることを承諾いたします。

令和 年 月 日

住 所 旭市

世帯主 氏名

保護者 氏名

氏名

氏名

氏名

氏名

※ 世帯主と保護者が別の場合はそれぞれ記入してください。

※ 世帯主と保護者が同じ場合は、世帯主の欄のみ記入してください。

※ 世帯員、全員分を記入してください。

次の項目を確認いただき、□にチェックを入れてください。

□加入申請書の記載内容・添付書類が事実と相違する場合は、退所していただく場合があります。届出内容に変更が生じた場合は速やかに担当課までご連絡ください。

□児童クラブの運営業務について、教育委員会が民間業者に委託した場合は、教育委員会が児童の情報を運営業務委託者に提供する場合があります。

□受託料は、出席日数にかかわらず、在籍している方から全額をいただきます。利用しない月は、利用しない月の前月の15日までに加入変更届を提出してください。退所される場合は必ず退所届を提出してください。

□受託料を2か月以上滞納されると退所していただく場合があります。

□児童クラブへは保護者または保護者に代わる親族（同居または別居の祖父母など、20歳以上の叔父叔母）による送迎をお願いしています。送迎者登録票に記載された方以外が迎えに来た場合は、児童クラブから児童の引き渡しは行いません。送迎者登録票に記入された方以外の方（例：ファミリー・サポート・センター、放課後デイサービス、友人等）が送迎する場合は、前日までに教育総務課へ「家族以外への引き渡し委任状」の提出が必要です。年間を通じて送迎を頼む場合は委任する期間を1年間としてください。

□延長保育について、午後6時の迎えを少しでも過ぎた場合は、延長した時間や日数にかかわらず延長保育料（1,000円）がかかります。

□延長申請をしている方は、必ず午後6時30分までに迎えに来てください。午後6時30分以降の迎えが続く場合は、児童クラブの管理運営に支障が生じるため退所していただく場合があります。

□教育委員会、児童クラブ、学校、保育所、認定こども園など関係機関から、児童の情報について相互に提供・確認することがあります。

□上記内容について確認しました。

保護者 氏名